

# 『あんしん江東』

こ う と う く け ん り よ う ご  
江東区権利擁護センター



住みなれたまちで  
すべての人に安心してくらしを



しゃかいふくし ほうじん  
社会福祉法人

こ う と う く しゃかいふくし きょうぎ かい  
江東区社会福祉協議会

# けんりようご 権利擁護センターってなに？

判断能力が不十分な方、生活に不安のある方が安心して生活を送ることができるように、福祉サービス利用のお手伝いをします。

専門のノウハウを活かし、行政のサービスにとどまらず、民間・地域を活用したサービスの情報提供のお手伝いをします。

## ふくしサービスそうごうそうだん 福祉サービス総合相談

福祉に関する総合的な相談に応じます。

### そうごうないよう 相談内容

- ① 福祉サービスについての情報提供・利用援助
- ② 権利擁護に関すること  
悪質商法による被害や、日常的金銭管理など
- ③ 成年後見制度の説明・申立などの支援

### そうごうじかん 相談時間

月曜日～金曜日  
(祝祭日、年末年始を除く)  
午前9時～午後5時まで

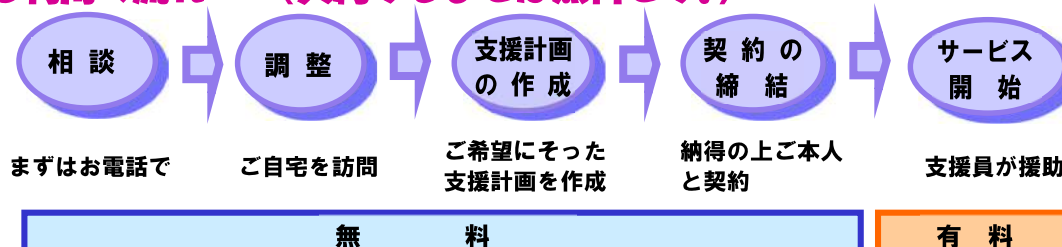


## にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用や日常的な金銭管理が一人では困難な方々のお手伝いをします。  
ご相談のうえ、必要なサービスを組み合わせて利用することができます。

| 援 助 内 容         |                                                                                                                                                  | 利 用 料                                                                                                                                 |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉サービスの<br>利用援助 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用する際の情報提供や助言</li> <li>● 利用する際の手続きや利用料支払いのお手伝い など</li> </ul>                                            | 1回1時間 1,000 円<br>30 分超過ごと 500 円加算                                                                                                     |
| 日常的金銭管理<br>サービス | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 年金や福祉手当の受け取りのお手伝い</li> <li>● 税金や家賃・医療費などの支払いのお手伝い</li> <li>● 日常的に必要な預金の払い戻し・預け入れ・解約のお手伝い など</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が通帳を管理する場合<br/>上記料金</li> <li>・通帳をお預かりする場合<br/>1回1時間 2,500 円<br/>30 分超過ごと 500 円加算</li> </ul> |
| 書類等の預かり<br>サービス | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融機関の貸金庫で大切な書類をお預かりします。</li> </ul> ① 年金証書 ② 預貯金の定期証書 ③ 権利証 ④ 契約書等 ⑤ 実印 ⑥ 銀行印 など<br>＊宝石や骨董品などはお預かりできません。 | 1ヵ月 1,000 円                                                                                                                           |

### ○利用の流れ (契約するまでは無料です。)



支援計画は利用される方に合わせて見直していきます

## 弁護士・司法書士による相談・苦情相談

福祉サービス利用に関するトラブルや疑問、また高齢者や障害者の日常生活の中での事柄等について、弁護士・司法書士が個別に相談に対応します。

また福祉サービス利用に対しての苦情解決に向けての助言・調整を行います。

### 相談内容

福祉サービスの利用方法・苦情の解決  
遺言書の書き方・遺産相続の手続き方法  
悪質商法による被害回復方法 など

### 利用方法

相談は無料です。予約制。まずは、ご連絡ください。

＊ 事前に状況をお伺いいたします。

＊ プライバシーは固くお守りします。

### 相談日時

毎週火曜日 午後2時から4時

＊ お一人（一組）30分程度の相談となります。

## 成年後見制度のご案内

認知症高齢者や障害のある方などで、判断能力が十分でないため、財産管理や介護、施設の入退所などの契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪質商法などの被害にあう恐れのある方がいます。

成年後見制度は、このような方のために成年後見人を選任し、本人が損害を受けないようにし、権利を守るための身近な制度です。

成年後見制度は『法定後見制度』と『任意後見制度』があります。

### 法定後見制度

判断能力が十分ではなくなった時、親族や区長などが家庭裁判所に手続き（申立）すると、家庭裁判所が適任と思われる援助者（後見人）を選びます。

本人の意思を尊重し、福祉や生活に配慮しながら、本人に代わって財産の管理・福祉サービス等の契約をします。

### 任意後見制度

判断能力が確かなうちに、将来、判断能力が低下した場合に備えて、どのような援助・誰にお願い（任意後見人）するかを自分の意思で決め、公正証書で契約（任意後見契約）をします。判断能力が十分でなくなったとき、任意後見契約で決めたことについて、本人の意思にしたがった適切な支援を受ける事ができます。

# 『あんしん江東』権利擁護センター

## 開設時間

月～金曜日（土・日・祝日、年末年始は休み）  
午前9時～午後5時

## 住所

〒135-0016  
江東区東陽6-2-17 高齢者総合福祉センター 2階

## 電話番号

03-3647-1710

## FAX

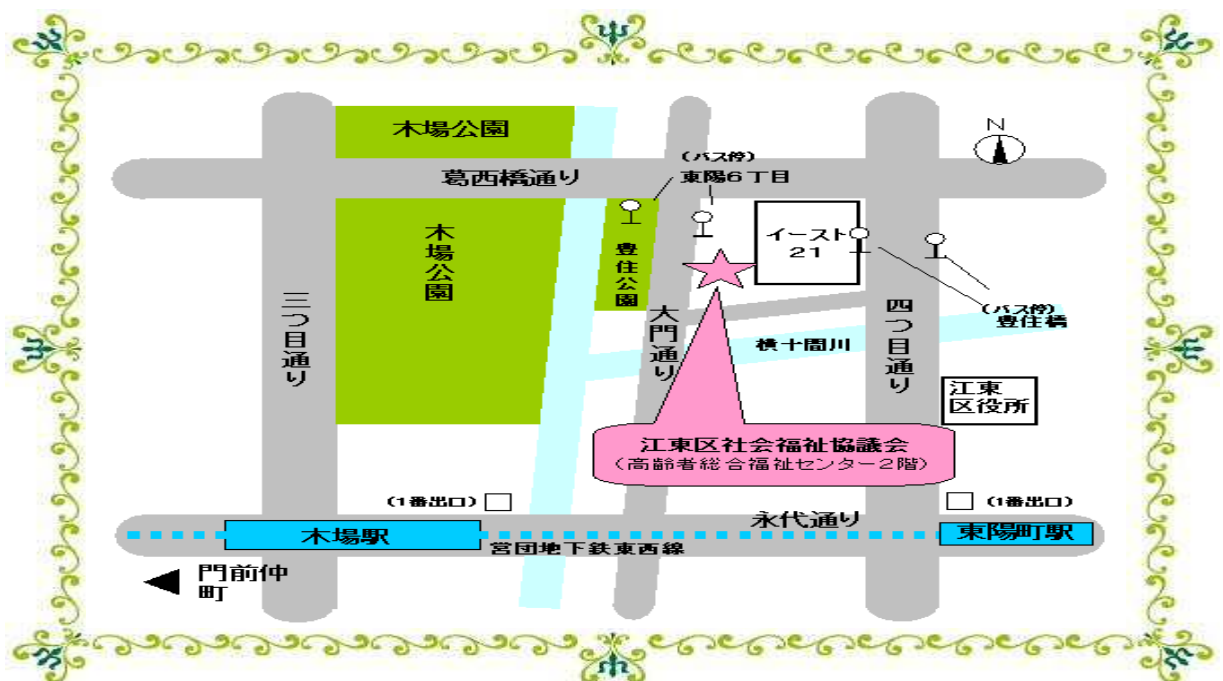
03-5683-1570

## ホームページアドレス

<https://koto-shakyo.or.jp/kenric/index.html>

## E-mail

kenri@koto-shakyo.or.jp



## 交通機関

- 東京メトロ  
東西線  
『木場』1番出口から徒歩12分  
『東陽町』1番出口から徒歩15分
- 都営バス  
『東陽6丁目』バス停下車 徒歩1分  
【錦13甲】 錦糸町駅～晴海埠頭 【錦13乙】 深川車庫～錦糸町駅  
『豊住橋』バス停下車 徒歩5分  
【東22】 錦糸町駅～東京駅北口 【門21】 東大島駅～門前仲町